

みやざき農水産物産地加工・販路開拓促進事業補助金交付要綱

令和元年9月5日
農政水産部農業連携推進課

(趣旨)

第1条 県は、機能性成分やおいしさ等を付加した加工食品の開発を図るため、予算で定めるところにより事業者に対して補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則(昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 前条の補助金の交付の対象となる者は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 県内に事業所を有する者又は県内に事業所を設置しようとする者であること。
- (2) 県内の事業所で機能性成分やおいしさ等を付加した加工食品の開発又は販売を行おうとする者であること。
- (3) 県税に未納がないこと。
- (4) 地方税法(昭和25年法律第226号)第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等(宮崎県内に居住している者に限る。)の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者であること。
- (5) 前条の補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」と言う。)を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)若しくは同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (6) その他補助が適当でないと知事が認める者でないこと。

(補助対象経費及び補助率)

第3条 第1条の補助金の交付の対象となる経費及びそれについての補助率は、次表のとおりとする。

補助対象経費	内容	補助率
原材料費	加工食品開発に係る原材料費	1 / 2 以内
委託費	機能性関与成分の特定、含有量等の分析に要する経費 機能性評価の際の科学的根拠となる文献調査に要する経費 加工食品開発に係る製作・加工の外注に必要な経費	
役務費	通信・運搬費等の経費	
使用料及び賃借料	加工食品開発に必要な設備使用料、機器レンタル料等	

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付を申請しようとする者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない者については、この限りでない。

(申請書に添付すべき書類)

第5条 規則第3条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 第2条第3号に係る納税証明書（県税に未納がないことの証明）（原則として申請を行う日から3か月以内のもの。写しでも可。）
- (2) 第2条第4号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（法人の場合）（別記様式第1号）
- (3) 第2条第5号に係る誓約書（別記様式第2号）
- (4) その他知事が必要と認める書類

(補助条件)

第6条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした書類を整備の上、補助事業の完了した日の属する年度の終了後5年間保存すること。
- (2) 規則第21条第1項の規定により知事の承認を受けて財産を処分することによる収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付すること。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- (4) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(申請の取下げのできる期限)

第7条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げのできる期限は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(軽微な変更の範囲)

第8条 規則第10条第2項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、収支予算書に記載された補助対象経費の合計額の20パーセント以内の変更とする。

(計画変更の承認)

第9条 規則第10条第2項の規定により知事の指示を受けようとするときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出して報告しなければならない。

- (1) 規則第10条第2項第1号に該当する場合 補助事業変更承認申請書（別記様式第3号）
- (2) 規則第10条第2項第2号に該当する場合 補助事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第4号）

(3) 規則第10条第2項第3号に該当する場合 補助事業遅延等報告書 (別記様式第5号)

(補助金の交付方法)

第10条 この補助金は、概算払により交付する。ただし、知事が特に必要があると認める場合は、概算払により交付する。

2 この補助金を概算払にて請求しようとするときは、概算払請求書 (別記様式第6号) を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった翌年度の4月20日のいずれか早い期日までにしなければならない。

(1) 事業実績書 (別記様式第7号)

(2) 収支決算書 (別記様式第8号)

2 第4条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者は、前項の実績報告をする場合において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。

3 第4条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が、第1項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額 (前項の規定により減額をした各事業主体にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額) を仕入れに係る消費税等相当額報告書 (別記様式第9号) により速やかに報告し、知事の返還命令を受けて仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

(財産処分の制限)

第12条 規則第21条第1項ただし書の規定により知事の定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令 (昭和40年大蔵省令第15号) に定められている耐用年数に相当する期間とする。

(書類の提出部数等)

第13条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ1部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和元年9月5日から施行し、令和元年度の執行予算に係るみやざき農水産物産地加工・販路開拓促進事業から適用する。

別記

様式第1号（第5条関係）

特別徴収実施確認・開始誓約書

年 月 日

所在地（住所）

法人名（屋号）

代表者氏名 _____ 印

チェック欄（いずれかに該当する項目にチェックを入れてください。）

1 領収証書の写し添付

- 当事業所は、現在 _____ 市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施し納付しています。
→ 6か月以内の領収証書の写しを添付してください。

6か月以内の領収証書の写しを添付してください。

2 添付する領収証書の写しがない場合等

(1) 特別徴収実施確認

- 当事業所は、現在 _____ 市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施しています。 → 確認印を受けてください。

上記市町村の特別徴収義務者指定番号： _____

※各事業所で事前に記入しておいてください。

(2) 特別徴収義務がない

- 当事業所は、特別徴収義務のない事務所です。 → 確認印を受けてください。

(3) 開始誓約

- 当事業所は、令和 _____ 年 月から、従業員等の個人住民税について、特別徴収を開始することを誓約します。
つきましては、特別徴収税額の決定通知書を当社（者）あてに送付してください。
→ 確認印を受けてください。

市（町・村）確認印

市（町・村）確認印

年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所
ふりがな
氏 名 印
（事業実施主体の名称及び代表者氏名）
生年月日 年 月 日（性別）

誓 約 書

私は令和 年度みやざき農水産物産地加工・販路開拓促進事業補助金交付申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

※チェック欄（いずれかに該当する項目にチェックを入れてください。）

- 自己及び本事業実施主体の構成員等は次のアからエまでのいずれにも該当するものではありません。また、事業実施主体の運営に対し、次のアからエまでのいずれの関与もありません。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

宮崎県知事 殿

住 所
名 称
代表者氏名 印

令和 年度みやざき農水産物産地加工・販路開拓促進事業補助金に係る補助事業変更承認申請書

年 月 日付け ー で交付決定の通知のあった標記補助事業について、下記のとおり計画を変更したいので、みやざき農水産物産地加工・販路開拓促進事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり承認を申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容
- 3 変更が補助事業に及ぼす影響
- 4 変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び負担区分

(単位：円)

補助事業の区分	補助事業に要する経費		補助対象経費		負 担 区 分				備 考
					(補助対象事業者名) 負担額		県補助額		
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	
みやざき農水産物産地加工・販路開拓促進事業									
計									

- 5 同上の算出基礎

文 書 番 号
年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所
名 称
代表者氏名 印

令和 年度みやざき農水産物産地加工・販路開拓促進事業補助金に係る補助事業中
止（廃止）承認申請書

年 月 日付け ー で交付決定の通知のあった標記補助事業について、下記の理由により中止（廃止）したいので、みやざき農水産物産地加工・販路開拓促進事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり承認を申請します。

記

- 1 中止（廃止）する事業名
みやざき農水産物産地加工・販路開拓促進事業補助金
- 2 理由

宮崎県知事 殿

住 所
名 称
代表者氏名 印

令和元年度みやざき農水産物産地加工・販路開拓促進事業補助金に係る補助事業遅延等
報告書

年 月 日付け ー 号で交付決定の通知のあった標記補助事業について、下記
のとおり事故があったので、みやざき農水産物産地加工・販路開拓促進事業補助金交付要綱第9条の
規定により、下記のとおり承認を申請します。

記

- 1 補助事業名
みやざき農水産物産地加工・販路開拓促進事業
- 2 補助事業の進ちよく状況
- 3 同上に要した経費
- 4 事故の内容及び原因
- 5 事故に対する措置

（注）事故の理由を立証する書類を添付すること。

文 書 番 号
年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所
名 称
代表者氏名 印

令和 年度みやざき農水産物産地加工・販路開拓促進事業補助金補助金概算払請求書

年 月 日付け ー で交付決定の通知のあった標記補助事業について、みやざき農水産物産地加工・販路開拓促進事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 交付決定額 金 円也
- 2 概算払受領済額 金 円也
- 3 今回請求額 金 円也
- 4 残 額 金 円也
- 5 概算払を必要とする理由

6 振込先

金融機関名	銀行	支店
預金の種類		
口座番号		
フリガナ		
口座名義		

事業計画（実績）書

1 事業の目的（成果）

2 事業の内容

3 経費の配分

区 分	総事業費 (A+B+C) 円	補助事業に要す る（要した） (A+B) 円	負 担 区 分			備 考
			県費補助金 (A) 円	市町村費 (B) 円	その他 (C) 円	
合 計						

4 事業完了（予定）年月日

様式第8号（第11条、規則第3条及び第14条関係）

収支予算（決算）書

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
県補助金 市町村費 その他	円	円	円	円	
合 計					

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

宮崎県知事 殿

住 所
名 称
代表者氏名 印

令和 年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け ー により交付決定通知のあったみやざき農水産物産地加工・
販路開拓促進事業補助金についてみやざき農水産物産地加工・販路開拓促進事業補助金交付要綱第11
条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金等の交付に関する規則第15条の補助金の額の確定額 (年 月 日付け ー による確定通知額)	金	円
2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
3 消費税及び地方消費税額の申告により確定した仕入れに係る 消費税等相当額	金	円
4 補助金返還相当額（3－2）	金	円